

# 松戸市住民投票制度検討委員会の設置について

平成 23 年 2 月 16 日

## 1 はじめに

平成 22 年、松戸市では、市立病院の移転建替をめぐり、「新病院整備基本計画の賛否を問う住民投票条例」の制定を求める直接請求がなされました。この直接請求に係る条例案は、4月の臨時市議会で否決されましたが、その後、6月に行われた松戸市長選挙の結果、市長が交代し、7月3日、本郷谷健次新市長が就任いたしました。

新市長のもとで、「市民が主役のまちづくり」をめざし、地域住民が自らの判断と責任において地域の諸課題に取り組むことができるようにするための改革を推進しています。

## 2 住民投票制度導入の意義

地方分権の進展に伴い、地方自治体を取り巻く社会経済情勢は大きく変化し、また、人口減少、少子高齢化の進展等によって、地方自治体の行政運営に対する住民の意識が多様になってきています。

地方自治体の運営は、議会と長の二元代表制による間接民主制が基本であります。間接民主制を前提としつつ、これを補完するものとして、市政に係る極めて重要な事案や、市民を二分するような政策について、市民の賛否の意思を直接確認し、自治体の意思決定に住民の総意を反映させるための制度を導入することは、「市民が主役のまちづくり」を進めるうえで重要な意義があると考えています。

こうしたことから、本市では、住民の意思を確認すべき重要案件が出現した際に、一定の要件を満たせばいつでも住民投票を行うことができるようにする常設型の住民投票条例の制定に向けた検討を開始することとなりました。

常設型の住民投票制度の制度設計にあたって、学識経験者及び公募市民をもって組織する松戸市住民投票制度検討委員会を立ち上げ、松戸市にふさわしい住民投票制度の制度設計についてご検討をお願いするものです。

### 3 住民投票制度の制度設計に当たっての論点

制度設計に当たっての論点としては、次のようなものが挙げられます。

- ① 住民投票の対象
- ② 投票の請求・発議（実施）
- ③ 投票資格者
- ④ 投票成立要件
- ⑤ 投票結果の取扱い
- ⑥ 投票期日、投票方法、投票運動、情報提供のあり方
- ⑦ 再請求等の制限
- ⑧ その他

### 4 論点に係る検討のポイント

論点ごとに、検討のポイントや、他の自治体の状況等を整理してみました。

論点	検討のポイント・他の自治体の状況等
① 住民投票の対 象	○住民投票の対象事項、対象外事項の範囲をどのように考えるか。 (他の自治体の状況) 1 住民投票の対象として、「市政等の重要事項」とし、重要事項として、 ア 市が行う事務であること イ 市民に直接賛否を問う必要 ウ 市全体に重要な影響を及ぼすもの などを対象に掲げています。 2 一方、自治体にとって重要事項であるとしても、一定の要件に該当するものは投票の対象外とする事項として、 ア 特定の住民や地域のみに関する事項 イ 組織・人事など執行機関の内部事項 などを掲げています。

<p>② 投票の請求・発議（実施）</p>	<p>○長の単独発議を認めるか。</p> <p>○議員による請求を認めるか。認める場合の請求要件（例えば議員定数の1/12以上の賛成）。</p> <p>○住民が請求する場合の署名数の要件。自治体によって、1/3、1/4、1/5、1/8、1/10、1/50以上と、相当の差異があります。</p> <p>○発議に当たっての議会等の関与の有無</p>
<p>③ 投票資格者</p>	<p>○国政選挙や地方選挙の有権者と同様とするか。</p> <p>○憲法改正の国民投票との関係から18歳以上とするか。また、定住外国人を含めるかどうか。</p>
<p>④ 投票成立要件</p>	<p>○投票成立要件を設けるかどうか。設ける場合の要件をどうするか。</p> <p>（他の自治体の状況）</p> <p>住民投票を実施しても、一定の投票率に達しない場合は、十分な民意の反映がなされないおそれがあると考えられることから、投票成立要件を定める自治体（1/2以上、1/3以上など）が見受けられます。これに対して、投票成立要件を設けていない自治体も多く、対応は二分されています。</p>
<p>⑤ 投票結果の取扱い</p>	<p>○投票結果の効果を確保するための方策をどのようにするか。</p> <p>法定の住民投票（例えば直接請求による住民投票など）は、長や議会の判断を縛る法的拘束力がありますが、自治体が独自に制定する条例に基づく住民投票には、法的拘束力を持たせたものは存在しません。法律により与えられた議会や長の権限を条例で制約することはできないとされているためです。</p> <p>他の自治体の条例では、住民、議会、長に対し、投票結果の尊重が謳われています。</p>

<p>⑥</p> <p>投票期日、 投票方法、 投票運動、 情報提供のあ り方</p>	<p>(投票期日)</p> <p>住民投票の請求又は発議のあったことを長が選挙管理委員会に通知してから30日～90日とする例が多くなっています。なお、国政選挙や地方選挙と同日に実施することを原則としている自治体もあります。</p> <p>(投票方法)</p> <p>多くは二者択一の賛否を問う形式となっています。</p> <p>(投票運動・情報提供)</p> <p>投票運動については原則自由とする自治体が多いが、国政選挙・地方選挙と同時投票の場合は、告示日から投票期日まで投票運動を禁止とする場合もあります。</p> <p>住民投票が公明正大に実施されるように行政が必要な情報提供をすること、情報提供が投票結果に影響を与えないようにすることとする規定を設ける場合もあります。</p>
<p>⑦</p> <p>再請求等の制 限</p>	<p>住民投票の請求権の乱発を防ぐため、投票不成立の場合を除き、同一事案については、2年間は住民投票を実施できないとの規定を設ける自治体が多くあります。</p>
<p>⑧</p> <p>その他</p>	<p>○その他本市独自の特徴的な内容を設けるかどうかなど。</p>

## 5 検討委員会における検討スケジュール案

別紙のとおり

## 松戸市住民投票制度検討委員会における検討スケジュール（案）

開催回	開催日	内容
第1回	2月16日	1. 委嘱状の交付 2. 市長あいさつ 3. 委員紹介 4. 正副委員長の選任 5. 会議の公開の決定（傍聴許可） 6. 資料説明 松戸市住民投票制度検討委員会の設置について 今後のスケジュール 7. その他 日程調整、連絡事項 など
第2回	3月28日～30日	1. 個別論点の検討 ①住民投票の対象 ②-1 投票の請求・発議（実施）(1) 2. その他
第3回	4月25日～27日	1. 個別論点の検討 ②-2 投票の請求・発議（実施）(2) ③投票資格者 2. その他
第4回	5月17日～19日	1. 個別論点の検討 ④投票成立要件 ⑤投票結果の取扱い 2. その他
第5回	6月13・（14・ 15）・16日	1. 個別論点の検討 ⑥投票期日、投票方法、投票運動、情報提供のあり方 ⑦再請求等の制限 ⑧その他 2. その他
第6回	7月5日～7日	1. 個別論点の検討 前回までの論点の再検討 2. 報告書案の検討 3. その他

第7回	8月2日～4日	1. 報告書案の確定 2. その他
第8回	8月（予備）	予備
	8月末	市長へ報告書提出